

石垣市
ネーミングライツ
ガイドライン

第1版

平成29年12月

1 目的

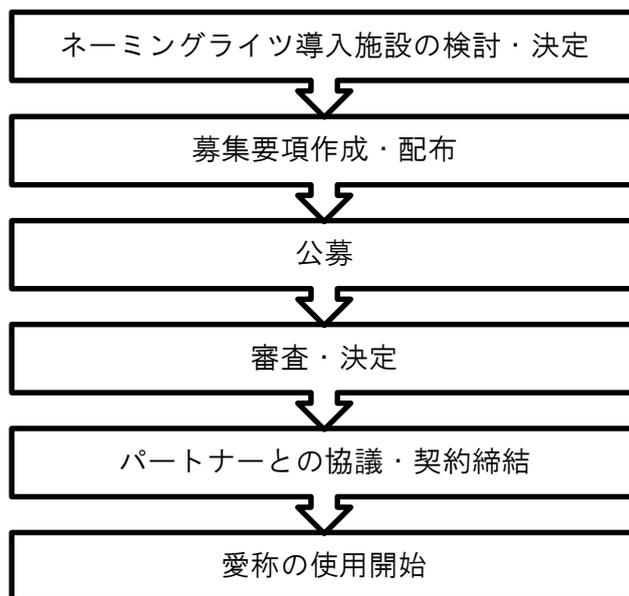
石垣市は、本市が所有する公の施設において、施設の維持管理や整備等に充てる自主財源の確保を目的として、ネーミングライツ制度を導入します。

2 内容

ネーミングライツ制度は、自治体が民間企業・団体等に対して公の施設への愛称付与を認め、その対価としてネーミングライツ料を受け取るという自主財源確保の手法のひとつです。ネーミングライツ制度によって付与された施設名称は愛称であり、正式名称は変更しないことから、条例改正は伴わず、議案や契約書等においては正式名称を用います。石垣市は、積極的に愛称を使用し、周知に努めます。

3 導入への流れ

石垣市においては、市が選定した施設についてパートナー^{注1}の募集を行う「施設特定募集方式」により、パートナーの募集を行います。



(注1)
ネーミングライツを取得するスポンサーを
ネーミングライツパートナーといい、
以下「パートナー」と記載。

表1 ネーミングライツ導入への流れ

4 ネーミングライツ導入施設

石垣市は、施設の性格や利用者数、メディアへの露出の多さ等を考慮し、パートナーにとって宣伝広告効果が期待できる施設を選定します。また、石垣市は、ネーミングライツの取得を検討している団体からの事前相談を受け付け、希望する施設が制度に適しているか検討し、導入可否を決定します(6ページ参照)。

5 パートナーの費用負担について

ネーミングライツ料のほかに、以下の費用についても、パートナーの負担とします。

(1) 提案ならびに契約締結に係る諸費用

- (2) 愛称標示に係る費用(看板の作成、設置、修繕等)
- (3) 契約期間満了後に契約を更新しない場合及び契約期間中に契約を解除した場合における愛称標示前の状態に復旧するための費用
- (4) 沖縄県屋外広告物条例に関する屋外広告物許可及び更新許可申請手数料(許可申請が必要となる要件の看板を設置する場合のみ)

なお、本市ホームページの表示変更は本市にて実施いたします。

6 応募

(1) 応募資格

- ① 石垣市のネーミングライツ制度導入目的に賛同する企業・団体等であること
- ② 沖縄県内に本社または支店(事業所等を含む)を有する法人その他の団体
- ③ 「石垣市広告掲載等基準」第4条に該当しないこと

「石垣市広告掲載等基準」

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 消費者金融

(4) たばこ

(5) ギャンブルにかかる業種や事業者

(6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(7) 法律の定めのない医業及び医業類似行為を行う事業者

(8) 占い及び運勢判断に関するもの

(9) 興信所、探偵事務所等

(10) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの及び各種法令に違反しているもの

(11) 市税等の滞納があるもの

(12) 悪質な行為などにより許可の取消し及び指名競争入札等の指名停止を、石垣市から受けている事業者又は行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(13) 民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生手続中又は会社更生法(平成14年法律第154号)に規定する更正手続中の事業者によるもの

(14) 選挙、政党若しくは政治団体又は政治活動に関係のあるもの

(15) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

- ④ その他、パートナーとして適当でないと市が認めるもの

(2) 応募方法

パートナーの募集は原則公募で行います。また、募集に関する情報は、石垣市ホームページやSNS等に掲載します。ネーミングライツの取得を希望する応募者は、石垣市広告掲載要綱第8条に基づく様式第1号、募集要項に定められた様式及び資料を施設の所管課へ期限内に提出してください。なお、郵送による提出の場合は、提出締切日必着とします。

7 審査・選定

(1) 審査

石垣市は、「石垣市広告掲載要綱」に則り、「石垣市広告審査会」を開催し、応募内容について審査をします。審査会の委員は、別紙1に定められた審査項目及び評価基準に沿って審査及び総合的な評価を行います。

(2) 選定・結果通知

(1)の審査を受けて、パートナーの選定を行います。選定の結果については、石垣市広告掲載要綱第9条第3項に基づき、全ての応募者に様式第2号を用いて通知します。また、選定されたパートナーについては、市ホームページに掲載いたします。

8 契約について

(1) 協議・契約

「石垣市広告審査会」にてパートナーとして選定した企業や団体等は、該当する施設の所管課と協議の上、契約を締結します。

(2) 契約の解除

石垣市広告掲載要綱第11条及び契約書に定められた契約解除に該当する事由が生じた場合は、様式第3号を用いて、契約の解除を通知することがあります。

(3) 契約期間満了後の契約優先権

契約期間満了後も引き続きネーミングライツの取得を希望するパートナーは、契約書に定められた期日までに施設の所管課に継続申請を行い、所要の手続きを経た上で、次回の契約の優先交渉権を得ることができます。

9 石垣市による情報発信

石垣市は、ネーミングライツによって付与された愛称が市民の理解を得て、浸透していくためにも、以下の内容等について、市ホームページを通じて情報発信をします。

(1) ネーミングライツ制度導入によるメリット

(2) ネーミングライツ料の活用内容

(3) 石垣市においてパートナーが実施している地域貢献

10 その他

- ・ パートナーメリットについては、施設に応じて募集要項にて定めることとします。
- ・ ネーミングライツの希望契約期間は、原則として3年以上としますが、施設の性格に応じて

募集要項にて、期間を設定することとします。

- ・ 提案金額については、消費税抜きで、できる限り端数の生じないようお願いします。
- ・ 応募内容について、ヒアリングの実施や追加資料の提出を求められることがあります。
- ・ 提案を途中で辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- ・ 提案書に故意による虚偽の記載があった場合は、失格となる場合があります。
- ・ ネーミングライツパートナーに関心にある企業・団体等からの事前相談を受け付けております。「ネーミングライツに関する事前相談申込書」を用いて、以下の問い合わせ先までメールにてお問い合わせください。

問い合わせ先

石垣市企画部企画政策課 行政改革推進係

電話番号 0980-82-1350 FAX 0980-83-1427

メール kikaku@city.ishigaki.okinawa.jp

naming
rights



石垣市の公共施設に
名前を付けませんか

| |
|------------|
| 審査項目及び評価基準 |
|------------|

1. 応募団体

| | |
|-----------------------|---|
| 応募要件を満たしているか | 5 |
| 健全な経営状態か | 5 |
| 石垣市におけるこれまでの取組や関係について | 5 |

2. 応募の趣旨

| | |
|-------------------------|---|
| 本市のネーミングライツ制度の目的に沿っているか | 5 |
|-------------------------|---|

3. 愛称案について

| | |
|----------------------------|---|
| 募集要項に定められたルールに沿った名称になっているか | 5 |
| 市民にとって親しみやすいものか | 5 |

4. ネーミングライツ料について

| | |
|---------------------------------|---|
| 募集条件をクリアした金額となっているか | 5 |
| 企業・団体の経営状態を踏まえて、過剰に高い金額になっていないか | 5 |

5. 導入の期間について

| | |
|---------------------|---|
| 募集条件をクリアした期間となっているか | 5 |
|---------------------|---|

6. パートナーメリット

| | |
|-----------------------|---|
| 市と協議の上、実現可能な提案となっているか | 5 |
|-----------------------|---|

平成 年 月 日

ネーミングライツに関する事前相談申込書

石垣市長 様

団体名
所在地
代表者職氏名 (印)
担当者名
連絡先(電話):
メールアドレス :

石垣市の公の施設におけるネーミングライツについて、以下のとおり事前相談を申込み
ます。

| | |
|-------------------|--|
| ネーミングライツを取得したい施設名 | |
| 希望する愛称案 | |
| 希望する契約金額 | |
| 希望する契約年数(3年以上) | |
| 取得検討時期 | |
| 質問事項 | |

(注意事項)

- ・ 相談内容を確認させていただくため、ご担当者名及び連絡先を必ず記入してください。
- ・ 事前相談をした場合でも、必ず応募をしないといけないということではありません。

○石垣市広告掲載要綱

平成19年3月20日告示第35号

改正 平成23年3月29日告示第39号

平成25年4月1日告示第82—6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市の保有又は管理する有形、無形の資産(以下「資産等」という。)に広告を掲示し、又は提携する(以下「広告掲載等」という。)場合の取扱いに関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産等への広告掲載等は、資産等を有効に活用するとともに、住民福祉の向上と財源確保に寄与することを目的とする。

(広告掲載等を推進するための組織)

第3条 広告掲載等を推進するための組織は、石垣市行政改革推進本部設置規程(平成7年石垣市訓令第11号。以下「本部規程」という。)に基づき設置された石垣市行政改革推進本部とし、必要な事項の調査及び検討をするための組織は、本部規程第5条第1項に基づく幹事会とする。

2 幹事会は次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 広告掲載等に係る制度に関すること。
- (2) 推進体制の強化に関すること。
- (3) その他広告掲載等の推進に関し必要な事項

(広告媒体)

第4条 市は、資産等のうち、広告媒体として活用可能なものについて、広告掲載等に努めなければならない。

2 広告媒体は、市長の認めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、数量、掲載期間、広告掲載等に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、広告媒体ごとに当該広告媒体を所管する部の長(以下「所管部長」という。)が定める。

(広告掲載等に関する基準)

第6条 広告掲載等に関する基準は、別に定める。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、原則として、公募によるものとする。

- 2 広告の募集期間その他募集に関する事項は、所管部長が定める。
- 3 所管部長は、広告の募集を広告代理業者に委託することができる。

(広告掲載等の申込み)

第8条 広告掲載等をしようとする者は、広告掲載等申込書(様式第1号)に市長が定める書類を添えて、所管部長に提出しなければならない。

(広告掲載等の決定)

第9条 所管部長は、前条の申込みがあったときは、広告掲載等の決定について第13条に規定する石垣市広告審査会に付する。

2 広告掲載等の決定に当たっては、当該広告の募集に対して申込みのあった数が募集した数を超えるときは、次に掲げる順序によるものとする。

- (1) 公共団体、公益を目的とする事業を行う法人又は団体その他これらに類するものが行う広告
- (2) 民間企業のうち市内に事務所又は事業所を有する法人が行う広告
- (3) 前2号に掲げる広告以外の広告

3 所管部長は、広告掲載等の可否が決定されたときは、石垣市広告掲載等決定通知書(様式第2号)により当該申込者に通知しなければならない。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載等の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長が指定する日までに広告掲載料を納付しなければならない。

2 納付された広告掲載料は、第11条第2項の規定により広告掲載等の決定を取り消したときを除き、還付しない。

(決定の取消し)

第11条 広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載等の決定を取り消すことができる。

- (1) 提出期限までに広告の原稿を提出しなかったとき。
- (2) 広告掲載料を納付しなかったとき。
- (3) その他広告主の責めに帰する理由により、広告掲載等を行うことが適当でなくなったとき。

2 所管部長は、広告掲載等により市の業務に重大な支障が生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき、又は市の都合により広告掲載等ができなくなったときは、広告掲載等の決定を取り消すことができる。

3 前2項の規定により広告掲載等の決定を取り消されたときは、石垣市広告掲載等決定取消通知書(様式第3号)により当該広告主に通知するものとする。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、掲載等をする広告の内容、広告掲載等により発生する負担その他広告掲載等に関するすべての事項について、責任を負わなければならない。

2 広告主は、決定を受けた広告掲載等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(石垣市広告審査会)

第13条 広告掲載等に関する審査等を行うため、石垣市広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務を所管する。

- (1) 新規広告媒体の審査
- (2) 広告案の審査
- (3) 各部の広告掲載等の状況把握

3 審査会は、会長及び委員をもって組織する。

4 会長は、企画部長をもって充てる。

5 委員は、総務部総務課、財政課、企画政策課及び教育委員会総務課の長をもって充てる。

6 会長は、会務を総理する。

7 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が会長を代理する。

(平25告示82—6・一部改正)

(審査会の会議)

第14条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会においては、会長が議長となる。

3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(審査会の庶務)

第15条 審査会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(平23告示39・平25告示82—6・一部改正)

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広告媒体ごとに要領で定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第39号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第82—6号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

石垣市広告掲載等申込書

石垣市長 様

広告掲載申込者

| | |
|--------------------------------|--|
| 住 所 又は所在地 | |
| ふりがな 氏 名 又は 名称及び代表者氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX 番号 | |
| 担当者氏名 | |

石垣市広告掲載要綱第 8 条の規定により、下記のとおり広告掲載等を申し込みます。

なお、この申込みに対する審査に当たり、石垣市の市税等の納税状況を確認することについて、同意します。

記

広告媒体の種類

| |
|--|
| |
|--|

広告の内容

| |
|--|
| |
|--|

第 号
年 月 日

石垣市広告掲載等決定通知書

様

石垣市長 印

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載等について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 決定区分 掲載する

掲載しない
(理由)

2 原稿提出期限 年 月 日

3 広告掲載料 金 円

4 掲載料納付期限 年 月 日

5 その他

様式第 3 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

石垣市広告掲載等決定取消通知書

様

石垣市長 印

年 月 日付けで決定した広告掲載等については、下記の理由により決定を取り消します。

記

決定を取り消す理由